

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年9月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務委託

(2) 業務内容

令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

(4) 契約限度額

1,500千円／者（消費税及び地方消費税を含む） 限度額を超えたものは失格とする。

(5) 契約予定件数

2件

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 都道府県税（法人税及び法人県道県税）を完納していること。納税証明書の提出が困難な場合は、契約時に契約保証金を納付すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律86号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類及び説明に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館11階
静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課
電話番号：054-221-2504 FAX：054-221-2980
Eメール：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和7年10月6日（月）正午まで

イ 交付場所

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課ホームページに掲載する。

(3) 参加意向の表明方法

企画提案募集要領のとおり

(4) 企画提案書の提出方法

企画提案募集要領のとおり

(5) 選定

企画提案募集要領のとおり

5 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要領による。
- (2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。